

民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する  
基本方針（案）の要旨

前文

P F I 事業の基本理念

- ・ 公共性のある事業（公共性原則）
- ・ 民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用（民間経営資源活用原則）
- ・ 民間事業者の自主性と創意工夫の尊重による、効率的かつ効果的な実施（効率性原則）
- ・ 公平性の担保（公平性原則）      ・ 透明性の確保（透明性原則）
- ・ 客観性の担保（客観主義）      ・ 明文による契約内容の明確化（契約主義）
- ・ 企業体の法人格上の独立性、事業部門の区分経理上の独立性（独立主義）

P F I 事業の効果

- ・ 低廉かつ良好な公共サービスの提供
- ・ 公共サービスの提供における行政の関わり方の改革
- ・ 民間の事業機会の創出を通じた経済の活性化

財政上・金融上の支援、既存法令との整合性の明確化、規制の緩和等が必要

地方公共団体においても、本基本方針の定めるところを参考として、P F I 事業の円滑な実施の促進に努める。

一 民間事業者の発案による特定事業の選定その他特定事業の選定に関する基本的な事項

1 特定事業に係る一般的事項

- ・ 国等は、公共施設等の整備等を行う場合、民間事業者に行わせることが適切なものは、できる限り民間事業者にゆだねる。

## 2 実施方針の策定、公表

- ・ P F I 事業早期実現のための留意
  - P F I 事業としての適合性が高く、国民のニーズに照らし早期に着手すべきものからの手続き着手
  - 民間事業者からの発案の積極的な取り上げ
- ・ 公平性、透明性に配慮した早い段階での実施方針の策定、公表
- ・ 民間の参入に配慮した内容の具体性と、検討進捗に伴う内容の順次詳細化、補完の許容

## 3 特定事業の選定、公表

- ・ P F I 事業として実施することにより、効率的かつ効果的に実施できることが基準（同一サービス水準の下での公的財政負担の縮減、同一負担水準の下での公共サービス水準の向上等）
- ・ V F M 算定に当たっての公的財政負担の総額の現在価値換算による評価（所要の適切な調整を行った上で）
- ・ 定量的評価の原則と、これが困難な場合における客観性を確保した上での定性的評価
- ・ 選定の結果等の公表における透明性の確保

## 4 民間事業者の発案に対する措置

- ・ 受付等の体制の整備等必要な措置
- ・ 国等の発案による場合と同様の手続きによる措置
- ・ 相当の期間内に対応に至らなかった場合の通知等透明性の確保

## 二 民間事業者の募集及び選定に関する基本的な事項

### 1 国における選定等に当たっての留意点

- ・ 競争性を担保し、透明性を確保した上での実施。民間事業者の創意工夫の発揮へ

の留意、提案準備期間確保への配慮

- ・ 価格以外の条件をも考慮した「総合評価」を行う場合における評価基準の客観性の確保
- ・ いわゆる性能発注の重視
- ・ 民間事業者の質問に対する公正な情報提供
- ・ 選定の結果等の公表における透明性の確保

2 特殊法人等においても、国における留意点に準ずる。

3 客観的な評価基準等についての透明性の向上の努力

### 三 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する基本的な事項

1 実施方針において、公共施設等の管理者等の関与、想定されるリスク及びリスク分担をできる限り具体的に明確化

2 協定等による規定とその公開

- ・ 当事者間の権利義務等についての具体的かつ明確な取決め
- ・ 適正な公共サービス提供の担保のための規定
  - 公共サービス水準の監視
  - 実施状況、財務状況についての報告
  - 問題があった場合の報告と第三者である専門家による調査・報告の提出
  - 公共サービスの適正かつ確実な提供を確保するための必要かつ合理的な措置等
  - 安全性の確保、環境の保全等に必要な範囲での公共の関与
- ・ リスク配分の適正化に配慮したリスク分担の明確化、リスクの軽減・除去への対応の明確化
- ・ 事業終了時についての具体的かつ明確な規定

- ・事業継続困難の場合についての具体的かつ明確な規定
- ・契約解除に関する具体的かつ明確な規定
- ・選定事業の態様等に応じた適切な取決め
- ・協定等の解釈に疑義が生じた場合等についての具体的かつ明確な規定

#### 四 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する基本的な事項

- 1 国は、次の点が必要との基本的考え方に立ち、適切に措置
  - ・財政上の支援について、本来公共施設等の管理者等が受けることのできる範囲内で、選定事業者が受けられるよう配慮
  - ・税制上の措置についての検討
  - ・金融上の支援における P F I 事業の位置付けの整備等
  - ・所要の規制の撤廃又は緩和。P F I 事業の実施に係る法制上の位置付けの整備等
  - ・国有財産の使用に関する取扱い
  - ・円滑な資金調達への配慮、環境の整備
  - ・担保不動産の活用についての周知
- 2 実施方針において、事業に必要な許認可、適用可能な補助金、融資等措置及び支援の具体的内容をできる限り明確化

#### 五 民間資金等活用事業推進委員会に関する基本的な事項

- ・国の P F I 事業に関する実施状況や民間意見についての所要の調査審議と、必要に応じた関係省庁への意見による国の P F I 事業の促進及び総合調整
- ・P F I 事業の円滑な推進に寄与する情報の収集・提供
- ・要請に応じた各省庁への助言
- ・国の P F I 事業に関する民間からの意見等の受付けと必要に応じた関係省庁への意見の表明等

## 六 地方公共団体における特定事業の実施に関する基本的な事項

地方公共団体においては、前項までの事項を参考とし、次の事項に留意の上、特定事業の円滑な実施に努める。

### 1 支援

- ・ 公有財産の無償又は時価より低い対価での供用
- ・ 所要の資金の確保、あつせん
- ・ 財政上及び金融上の支援

### 2 地方公共団体独自の規制の緩和

### 3 P F I 事業の推進

- ・ 特定事業の選定、民間事業者の選定における公平性、透明性の確保
- ・ 諸手続についての円滑な事務処理
- ・ 民間発案に対する受付等の体制の整備等
- ・ 情報の収集・提供、啓発活動
- ・ 技術的な援助等についての配慮
- ・ 債務負担行為の際の中長期的な観点からの財政負担の縮減
- ・ 総合評価方式、性能発注方式の活用等

## 七 その他特定事業の実施に関する基本的な事項

政府は、下記の事項を実施

- ・ P F I 事業の円滑な推進に寄与する情報の収集・提供
- ・ P F I 事業の円滑な実施を図るための広報